

学校感染症の種類と出席停止期間の基準について

学校保健安全法施行規則第 18 条、19 条（平成 27 年 1 月 21 日施行）

種類	病 名	出席停止基準	
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで 家族に発生した場合も患者家族としての検査結果が判明するまで	
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 7 項から第 9 項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	発生時に通知	
第 2 種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては、3 日）を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで	
	※ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。		
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで		
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	
	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎		
	腸管出血性大腸菌感染症	腹痛・下痢・血便等の症状がある場合	出席停止の必要はない。 保護者・学校医等から児童等の身体の状況をよく聴き、いたずらに出席停止の措置をとらない。
		無症状菌陽性 腹痛・下痢・血便等の症状がなく、検便の結果病原体が検出された場合	
	その他の感染症	①条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例	
		ウイルス性肝炎	校園長は、出席停止を指示することはできないが、かかりつけ医の意見により保護者の申し出があれば、欠席を出席停止扱いとすることができる。
		溶連菌感染症	
		手足口病	
		伝染性紅斑	
		ヘルパンギーナ	
		マイコプラズマ感染症	
		流行性嘔吐下痢症（ロタウイルス・ノロウイルス等）	
		②通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例	
		頭ジラミ	頭ジラミ集団発生予防について（必携 22）参照
水いぼ（伝染性軟疣（属）腫）	水泳プールでビート板や浮き輪の共用をさせない等の配慮が必要		
伝染性膿痂疹（とびひ）	患者本人以外が傷に直接接触しないよう指導が必要		
※上記の「その他の感染症」は例示であって、具体には病状等により医師の指示に従うこと。			
第 1 種若しくは第 2 種の感染症患者のある家に居住する者、又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者	予防処置の施行の状況、その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで		

第1種又は第2種の感染症が発生した地域から通学する者	その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間
第1種又は第2種の感染症の流行地を旅行した者	その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間